

消費喚起対策！下松市プレミアムチケット 2023 販売事業

取扱店募集要項

1. 目的

物価高騰等により、大きな影響を受けている市内事業者、関連事業者及び市民生活を支援するとともに、地域経済を活性化させる消費喚起対策を実施するため、店舗等で幅広く利用できるプレミアムチケットを販売する。

2. チケット概要

- ①チケット名：下松市プレミアムチケット 2023
- ②発行団体：下松商工会議所
- ③購入対象者：下松市在住の者
- ④プレミアム率：50%
- ⑤額面金額：1冊 15,000円
- ⑥販売価格：1冊 10,000円
- ⑦販売冊数：40,000冊
- ⑧使用期間：令和5年9月9日（土）～令和6年1月31日（水）
- ⑨販売抽選方法：㊦ 申込冊数が販売冊数に達しなかった場合は、1冊目は原則当選とし、2冊目購入希望者に対し2冊目を販売する。
 - ① ㊦の後または販売後に余りが生じた場合は、追加購入希望者に対し販売する。
 - ※いずれの場合も申込多数の場合は抽選とする
 - ※販売は3期に分け実施する
- ⑩キャラクター：くだまる

3. チケットの予約申込、販売

申込期間	7月15日（土）～8月15日（火）			
	1期	2期	3期	予備日
販売日	9月9日（土）	9月16日（土）	9月23日（土）	9月11日（月）～15日（金）
	9月10日（日）	9月17日（日）	9月24日（日）	9月19日（火）～22日（金）
販売時間	9時00分～17時00分			9時00分～16時30分
販売場所	下松市役所ロビー			下松商工会議所

※申込方法は、インターネット申込フォーム、専用はがき又は郵便はがきとする

※申込は締切日必着とする

※電話およびファックスによる申込は受け付けない

- ・1人1口の応募とし、複数応募があっても1口のみ有効とする
- ・内容に不備があった場合は無効となることがある
- ・当選者には「引換券」を送付する（郵便はがき） ※落選者への通知は行わない

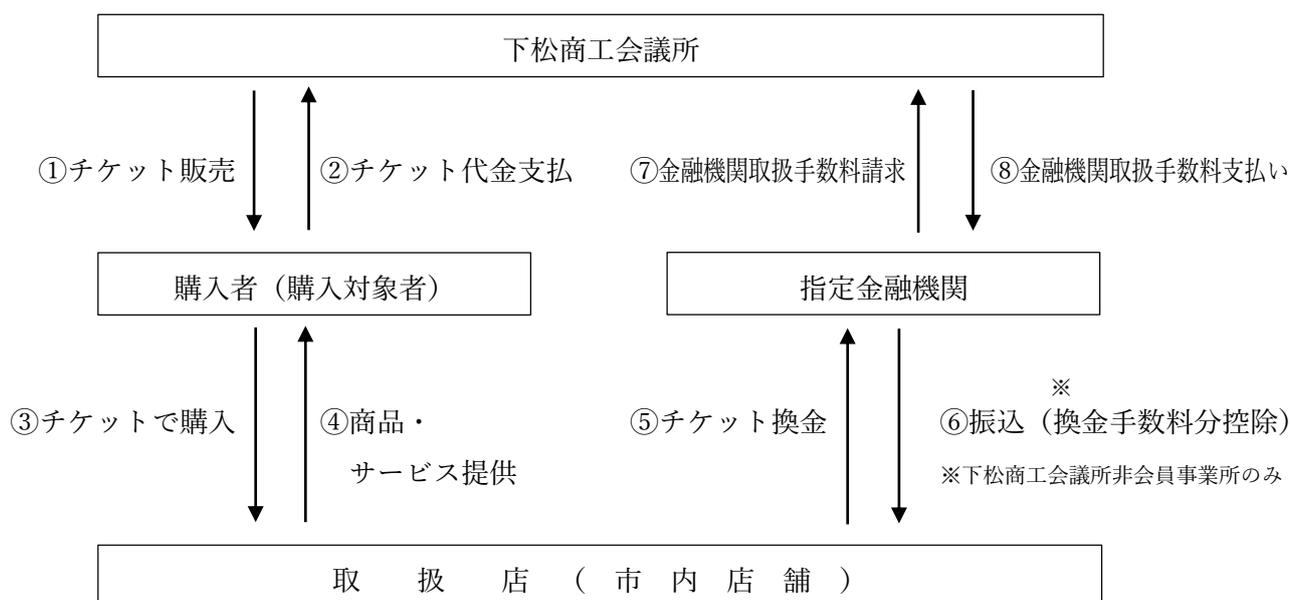
4. 取扱店

- ①取扱店資格：下松市内に店舗を有するもので、下松商工会議所が定める趣旨に賛同し、「取扱店登録申請書」または「取扱店登録継続同意確認書」の受領を受けているもの。また、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業等）に該当しないもの。
- ②取扱店募集：「取扱店登録申請書」または「取扱店登録継続同意確認書」に必要事項を記入し、持参・郵送・FAX（金融機関の記載がないもののみ）のいずれかの方法により下松商工会議所に申し込む。
申込を受理した店には、「取扱店登録完了通知書」、「チケット取扱手引」、「チケット見本」、「換金請求書」、「取扱店店頭用ポスター」を後日送付する。
- ③周知方法：下松市内商工会議所会員事業所及び昨年度「プレミアムチケット事業」参加店へ郵送、下松市広報「潮騒8月号」、下松市・下松商工会議所ホームページ、フェイスブック、その他広報活動
- ④取扱店募集期限：令和5年7月31日（月） ※以降も随時受付
- ⑤換金手数料：取扱店は以下の手数料を、指定する金融機関を通じて下松商工会議所に支払う。
 - ・下松商工会議所会員事業所（令和5年度年会費納入者）は、無料とする。
 - ・下松商工会議所非会員事業所は、4%（1,000円チケット1枚につき40円）とする。

5. 換金方法（予定）

- ①受付期間：令和5年9月15日（金）～令和6年2月27日（火）
- ②金融機関：山口銀行 下松支店（桜町3-15-25）
山口銀行 下松支店下松駅南出張所（駅南2-4-1）
※10月10日以降（桜町3-15-25）
西京銀行 下松支店（北斗町8-1）
西京銀行 末武支店（美里町3-25-12）
東山口信用金庫 下松・栄町支店（西豊井894-3）
- ③方法：以上の指定金融機関に、7日、17日、27日（金融機関が休業日の場合は前営業日とする）に通帳、チケット及び換金請求書を持参し手続き終了後、チケット額から換金手数料を差し引いた額を指定口座に入金する。
※西京銀行は換金手続の翌日以降の入金となる
- ④金融機関取扱手数料：換金に係る金融機関取扱手数料は下松商工会議所が負担する。

<業務フロー図>



6. チケットの利用対象とならないもの

- ① 換金性の高いもの (商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等)
- ② 出資や債務の支払い (税金、振込代金、振込手数料、電気、ガス、水道料金、通信料金等)
- ③ 金融商品 (有価証券、宝くじ、保険、先物取引等)
- ④ 不動産に関わる支払い (土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場料等)
- ⑤ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、買掛金、未払金の支払い
- ⑥ 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネーへの入金
- ⑦ たばこ事業法 (昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号) 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造タバコ購入 (電子タバコ含む)
- ⑧ 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する営業に係る支払い (ただし、同法第 2 条第 4 項に規定する営業は、利用対象とする)
- ⑨ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑩ チケットの交換・売買
- ⑪ その他、下松商工会議所がチケットの趣旨を考慮し、使用対象としてふさわしくないと判断したもの

7. チケット取扱い厳守事項

- ① 下松市内の「プレミアムチケット」取扱店において使用期間内に限り使用可能
- ② チケットを使用した購入取引後の返品・返金はない
- ③ 現金との引き換えはない
- ④ 電子マネーへの入金はできない
- ⑤ つり銭は支払われない
- ⑥ 盗難、紛失、滅失、汚損または偽造、模造等に対して発行者は責を負わない
- ⑦ チケットの売買 (インターネットオークションでの商品券の転売等) をしてはいけない

8. 取扱店の責務

- ①取扱店は、配付したポスターを掲示するなど当チケットの取扱店であることを、利用者が認識できるように明示すること
- ②取扱店において、本チケットを利用対象としない商品がある場合、利用者が認識できるように明示すること
- ③取引によりチケットを受け取ったときは、再流出を防止するため券裏面に取扱店名を記入または押印することとし、既に店名の記載があるものは受取りを拒否すること
- ④回収したチケットを換金に回さず他の取扱店で使用しないこと
- ⑤取引に際し、提示されたチケットが偽造されたものと判別できる場合は、チケットの受取りを拒否し、すみやかに警察へ通報するとともに、下松商工会議所まで連絡すること
- ⑥チケットの利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、取扱店が本事業の趣旨に反する行為をしてはならないこと
- ⑦その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと
- ⑧当要項の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱店登録の取り消し及び損害金等が生じる場合がある

